

# 信州大学人文学部同窓会会則

## 第 1 章 総 則

第1条 本会は、信州大学人文学部同窓会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校との連絡を緊密にするとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿及び会報の発行
- (2) 講演会・懇談会等の開催
- (3) その他必要と認められる事項

第4条 本会は、必要に応じて各地区に支部を置くことができる。

2 支部の設置及び運営に関する事項は、理事会の承認を得て各支部が定める。

第5条 本会は、事務局を松本市旭3丁目1番1号信州大学人文学部内に置く。

## 第 2 章 会 員

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

### (1) 正会員

- イ 信州大学人文学部文学科、人文学科の卒業生及び人文学専攻科修了者並びに人文科学研究科修了者
- ロ 信州大学人文学部及び人文科学研究科に聴講生又は研究生として在籍した者
- ハ 信州大学人文学部及び人文科学研究科を中途退学した者

### (2) 特別会員

- イ 信州大学人文学部専任教員
- ロ 元信州大学人文学部教員
- ハ 前項以外の有志

2 前項第1号のロハ、第2号ハに該当する者については、会員の推薦により、理事会の承認を経るものとする。

第7条 会員は、勤務先、住所、その他に変更が生じたときは、速やかに事務局に連絡するものとする。

第8条 本会に対して著しい不都合があった会員は、理事会の決議を経て、これを除名することができる。

## 第 3 章 役 員 等

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 監 査 2名

第10条 前条の役員は、次の職務をつかさどる。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行するとともに本会の運営に当たる。
- (3) 理事は理事会に属する事項を処理し、会員の代表として本会の運営にあたる。
- (4) 幹事は会員との連絡に当たるほか、会長、副会長及び理事に協力して本会の運営に当たる。
- (5) 監査は本会の会計を監査する。

第11条 前条の役員は、次により選出又は委嘱する。

- (1) 会長は、総会において正会員中より選出する。
- (2) 副会長は、会長が正会員中より選出し委嘱する。
- (3) 理事は、会長が正会員中より選出し委嘱する。
- (4) 幹事は、原則として専攻ごとに選出し、会長が委嘱する。
- (5) 監査は、総会において正会員中より選出し、会長が委嘱する。

第12条 本会の役員任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではなおその職務を行う。

第13条 本会の事務は、役員が分担する。ただし、会務を円滑に処理するため、必要により事務職員等を雇用し、又は人文学部事務部に事務の一部を委嘱することができる。

第14条 本会に必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する事項は、理事会の議を経て会長が定める。

#### 第 4 章 名誉会長及び顧問

第15条 本会に名誉会長を置き、人文学部長を推戴する。

第16条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について会長の相談に応ずる。

#### 第 5 章 会 議

策 17 条 総会は、原則として毎年 1 回開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度事業及び会計報告
- (2) 会則の制定及び改廃
- (3) 役員選挙
- (4) 予算及び事業計画
- (5) 基本財産の管理及び処分
- (6) 顧問の推挙
- (7) その他必要な事項

2 会長は総会を招集し、理事会の議を経て前項に定める事項を提案する。

第 18 条 総会の開催が困難であるときは、理事会において審議決定することができる。この場合は、次の総会で承認を受けなければならない。

第 19 条 会長が必要と認めたとき、又は 200 名以上の会員の要求があったとき、会長は臨時総会を開催するものとする。

第 20 条 総会の議長は、その都度出席正会員の中より互選する。

第 21 条 総会の招集は、少なくとも 10 日前にその会議に附議すべき事項、日時、場所等を記載した書面、又は会報により会員に通知するものとする。

第 22 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ文書をもって意見を表示し、又は文書をもって出席会員に評決を委任することができる。

第 23 条 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会の議事の要項及び議決した事項は、会報等により会員に通知するものとする。

第 24 条 理事会は、正副会長、理事及び特別会員若干名によって組織する。

第 25 条 理事会は、会長が必要と認めたときは随時招集できる。

第 26 条 理事会は、理事会構成員の二分の一以上出席しなければ開くことができない。

第 27 条 理事会の議長は、会長とする。

第 28 条 理事会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 29 条 理事会は、総会の決議する事項以外のすべての事項について決議し、かつ、会務を執行する。

第 30 条 理事会は、必要により役員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## 第 6 章 会 計

第 31 条 本会の経費は、入会金・会費・寄附金その他の収入をもって充てる。

第 32 条 正会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

第 33 条 人文学部又は人文科学研究科に入学した者は、入会金及び会費を前納するものとする。

2 前項の入会金及び会費は、一括して納入するものとする。

第 34 条 入会金及び会費の額等については、別に定める。

第 35 条 既納の会費等は、これを返還しない。ただし、人文学部及び人文科学研究科中途退学

者が書面をもって届け出たときは、前納した入会金を除いた会費を返還するものとする。

第 36 条 名簿の作成その他臨時に要する費用は、その都度徴収する。ただし、会報代は原則として徴収しない。

第 37 条 次に掲げるものは基本財産とする。

- (1) 入会金
- (2) 基本財産に指定された寄附金
- (3) その他総会の議決を経たもの

第 38 条 本会の事業遂行に要する経費は、会費・資産から生ずる金利等の運用財産をもって支払い弁する。

第 39 条 本会の運営に要する経費の支出に関しては、理事会が別に定める。

第 40 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

- ・この会則は昭和 54 年 10 月 20 日から施行する。
- ・この会則は昭和 58 年 8 月 6 日から施行する。
- ・この会則は平成 18 年 12 月 14 日から施行する。